

■議案第1号 町道路線の認定について

【要旨】

道路法第8条2項の規定に基づき、町道路線を認定することについて、議会の議決を求めようとするものです。

[壺斗俵1号線]

本路線は、県道窪川船戸線より分岐した路線で、住家が7戸存在し、地域の生活道として利用されていることから、町道に認定し維持管理を図ろうとするものです。

(認定基準第8号該当)

路線概要

整 理 番 号	(窪川) 7 0 0	延 長
路 線 名	壺斗俵1号線	
起 点 地 番	壺斗俵字石ガサコ 590-1	1 3 5 m
終 点 地 番	壺斗俵字後家ヤシキ 412-1	

【根拠法令】

四万十町町道の認定基準に関する規程（抜粋）

(認定基準)

第2条 前条の認定に当たっては、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 公共施設への連絡路であるもの
- (2) 港、駅等への連絡路であるもの
- (3) 隣接市町村への連絡路であって重要であるもの
- (4) 3戸以上の集落への連絡路であって生活道として重要であるもの
- (5) 人家密集地帯の連絡路であって生活道として重要であるもの
- (6) 国道及び県道との連絡上重要であるもの
- (7) 町道間の連絡上重要であるもの
- (8) 3戸以上の住宅が接しているもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、行政上特に認定の必要があるもの